

大阪府救急告示医療機関の認定基準（二次）＜最終改定：平成30年4月2日＞

項目	認定基準
開設年月日	<ul style="list-style-type: none"> ・開設1年以上
協力診療科	<ul style="list-style-type: none"> ・何科でもよい
救急患者のための専用 または優先病床数	<ul style="list-style-type: none"> ・1科につき2床以上
救急協力体制	<ul style="list-style-type: none"> ・365日、24時間体制 ※（小児科、精神科、耳鼻咽喉科、眼科を協力診療科目とする）輪番制医療機関については、1日単位で特定の曜日等の24時間体制（またはこれに準じる体制） ※上記以外の科目を協力診療科目とする非通年制医療機関については（1週間につき1日以上又は年間50日以上）1日単位での24時間体制
救急医療担当医師	<ul style="list-style-type: none"> ・1協力診療科につき常勤医2名以上（小児科にあつては当分の間1名以上） ※輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、1協力診療科につき常勤医1名以上 ・同科目において臨床経験5年以上であること
救急医療に従事する 医師の勤務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・平日昼間、平日夜間、日・祝日の各々の時間帯、科目（整形外科、脳神経外科及び精神科を除く）において1名以上施設内で待機すること ※輪番制医療機関及び非通年制医療機関については、協力日において、1名以上施設内で待機すること ・ただし、整形外科、脳神経外科及び精神科については、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることを含む（オンコール体制も含む）
受入実績	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準A→評価基準B→評価基準Cの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする） ○評価基準A 医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上 ○評価基準B 医療機関の所在地を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が3ヶ月で30件以上 ○評価基準C 医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上 ※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1／

	2の件数（端数切捨）とする。	
救急医療情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムに参画し、情報入力端末機(基本的に府が貸与)に、別に府が示す運用要領に基づき、診療応需状況の入力を行うこと ・救急搬送患者報告のシステム入力を実施すること (精神科救急医療システムに参画している精神科を除く) 	
備えておくべき施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス線装置、心電計、輸血輸液設備、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器、麻酔器（なお、麻酔器については、協力診療科目が内科系の場合を除く） ・ただし、協力診療科によって必要な設備機器は別途定める (基本的な検査が実施できること) 	
付近道路の幅員	・最小4メートル以上	
救急車通行の難易	・施設に達するまでに通行不能となる場合は不可	
救急患者搬入口への救急車の接着	・接着可能であること	
児童虐待早期発見のための体制	新	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置 ・児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルを作成 (小児科、産婦人科、整形外科、外科、脳外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い科目の救急告示医療機関では、児童虐待に関する委員会とマニュアルの両方の作成が望ましい) <p>※上記2項目をいずれも満たすこととする。</p>
	旧	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待に関する外部機関（児童相談所、市町村等）との連絡窓口を設置、もしくは児童虐待に関する委員会または児童虐待対応マニュアルを作成していること（小児科、産婦人科、整形外科、外科、脳外科等、虐待を受けている子どもが救急受診する可能性が高い科目の救急告示医療機関では、児童虐待に関する委員会とマニュアルの両方の作成が望ましい)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関所在地を管轄する保健所、消防機関及び地元医師会の意見を付する ・救急医療担当部長等、院内の救急医療体制の確保に責任を有する者が、別に府が指定する研修会、説明会等に、1年につき1回以上参加すること 	